

# 参 考

市税税率の変遷

年度		昭和42～44	45	46	47
市 民 税	個人均等割	400円	同左	同左	600円
	個人所得割	標準税率	同左	同左	同左
	法人均等割	資本金等 1,000万円以下 2,400円 " 1,000万円超 4,000円	同左	同左	同左
	法人税割	8.9/100	9.1/100	同左	9.9/100
固定資産税		1.4/100	同左	同左	同左
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車</li> <li>50CC以下 500円</li> <li>90CC以下 800円</li> <li>90CC超 1,000円</li> <li>・軽自動車及び小型特殊自動車</li> <li>ア 軽自動車 2輪 1,500円</li> <li>3輪 2,000円</li> <li>4輪乗用 4,500円</li> <li>4輪貨物 2,500円</li> <li>その他 1,500円</li> <li>イ 小型特殊自動車</li> <li>農耕作業用 1,000円</li> <li>その他 3,000円</li> <li>・2輪の小型自動車 2,500円</li> </ul>	同左	同左	同左
市たばこ消費税		18.1/100	同左	同左	同左
電気税		7/100	同左	同左	同左
ガス税					
木材引取税		2/100 従価課税	同左	同左	同左
特別土地保有税					
入湯税		1人1日20円	同左	1人1日40円	同左
事業所税					
都市計画税		0.2/100	同左	同左	同左

昭和48	49	50
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
10.5/100	49.5.1 49.9.30 12.1/100 14.5/100	資本等 1億円以下 12.1/100
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
48.10.1以降 6/100	50.1.1以降 5/100 49.10.1以降 5/100 50.1.1以降 4/100	同 左 50.6.1以降 3/100
同 左	同 左	同 左
保有 取得 1.4/100 3/100	同 左	同 左
同 左	同 左	1人1日 100円
		資産割 300円 新增設 5,000円 従業者割 0.25/100
同 左	同 左	同 左

税 目		年 度			
		昭和51	52		
市 民 税	個人	均等割	1,700 円	同 左	
		所得割	同 左	同 左	
	法人	均等割	資本等1億円超従業員100人超	24,000 円	資本等1億円超従業員100人超 80,000 円
			” 従業員100人以下	12,000 円	” 従業員100人以下 24,000 円
			資本等1千万円超1億円以下	12,000 円	資本等1千万円超1億円以下 24,000 円
	法人税割	その他	7,200 円	その他 8,000 円	
	固定資産税	同 左	同 左		
	軽自動車税	原動機付自転車 50CC以下 650 円 90CC以下 1,000 円 90CC超 1,300 円 軽自動車 二輪 2,000 円 三輪 2,600 円 四輪以上 乗用 { 営業用 5,200 円 自家用 5,900 円 貨物用 { 営業用 2,900 円 自家用 3,300 円 その他 2,000 円 小型 { 農耕作業用 1,300 円 特殊自動車 { そ の 他 3,900 円 二輪の小型自動車 3,300 円	同 左		
	市たばこ消費税	同 左	同 左		
	電気税	同 左	同 左		
	ガス税	3/100 52.1.1以降 2/100	同 左		
	木材引取税	同 左	同 左		
	特別土地保有税	同 左	同 左		
	入湯税	同 左	1人1日 150 円		
	事業所税	同 左	同 左		
	都市計画税	同 左	同 左		

昭和53		54	
同	左	同	左
同	左	同	左
資本等50億円超従業員100人超	800,000 円		
"  10億円超50億円以下従業員100人超	400,000 円		
"  10億円超従業員100人以下	80,000 円		
"  1億円超10億円以下従業員100人超	80,000 円	同	左
資本等  "  "  以下	24,000 円		
資本等1千万円超1億円以下	24,000 円		
その他	8,000 円		
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	原動機付自転車 50CC以下	700 円
		90CC以下	1,100 円
		90CC超	1,450 円
		軽自動車	
		二輪	2,200 円
		三輪	2,850 円
同	左	四輪以上 乗 用	{ 営業用 5,200 円
			{ 自家用 6,500 円
		貨物用	{ 営業用 2,900 円
			{ 自家用 3,650 円
		その他	2,200 円
		小型 { 農耕作業用	1,450 円
		特殊自動車 { その他	4,300 円
		二輪の小型自動車	3,650 円
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
0.3/100		同	左

税目		年 度		
		昭和55	56～57	
市 民 税	個 人	均 等 割	2,000 円	同 左
		所 得 割	同 左	同 左
	法 人	均 等 割	同 左	同 左
		法 人 税 割	同 左	56.8.1 14.7/100 [ 資本等1億円以下で、 かつ、法人税額 12.3/100 800万円以下 ]
固 定 資 産 税		同 左	同 左	
軽 自 動 車 税		同 左	同 左	
市たばこ消費税		同 左	同 左	
電 気 税		同 左	同 左	
ガ ス 税		同 左	同 左	
木材引取税		同 左	同 左	
特別土地保有税		同 左	同 左	
入 湯 税		同 左	同 左	
事 業 所 税		資産割 500 円 従業者割 0.25/100 新增設 6,000 円	同 左	
都市計画税		同 左	同 左	

昭和58		
	同	左
	同	左
資本等50億円超 従業員50人超		1,200,000 円
" 10億円超50億円以下従業員50人超		700,000 円
" 10億円超 従業員50人以下	}	160,000 円
" 1億円超10億円以下 従業員50人超	}	
" 1億円超10億円以下 従業員50人以下	}	60,000 円
" 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	}	
" 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	}	48,000 円
" 1,000万円以下 従業員50人超	}	
" 1,000万円以下 従業員50人以下		16,000 円
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左
	同	左

税 目		年 度	昭和59		
市 民 税	個 人	均 等 割	同	左	
		所 得 割	同	左	
	法 人	均 等 割	資本等50億円超 従業員50人超		3,000,000 円
			〃 10億円超50億円以下従業員50人超		1,750,000 円
			〃 10億円超 従業員50人以下	}	400,000 円
			〃 1億円超10億円以下 従業員50人超		
			〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	}	150,000 円
			〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超		
			〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	}	120,000 円
			〃 1,000万円以下 従業員50人超		
〃 1,000万円以下 従業員50人以下		40,000 円			
	法人税割	同	左		
固定資産税		同	左		
軽自動車税	原動機付自転車 50CC以下		1,000 円		
	90CC以下		1,200 円		
	90CC超		1,600 円		
	軽自動車				
	二輪		2,400 円		
	三輪		3,100 円		
	四輪以上 乗 用	{ 営業用	5,500 円		
			{ 自家用	7,200 円	
	貨物用	{ 営業用	3,000 円		
			{ 自家用	4,000 円	
	その他		2,400 円		
小型	{ 農耕作業用	1,600 円			
特殊自動車	{ そ の 他	4,700 円			
二輪の小型自動車		4,000 円			
市たばこ消費税	同	左			
電気税	同	左			
ガス税	同	左			
木材引取税	同	左			
特別土地保有税	同	左			
入湯税	同	左			
事業所税	同	左			
都市計画税	同	左			



昭和60		61	
2, 500円		同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
原動機付自転車 50 C C 以下 1, 000 円 90 C C 以下 1, 200 円 90 C C 超 1, 600 円 三輪以上のもの(ミニカー) 2, 500 円 軽自動車 二輪 2, 400 円 三輪 3, 100 円 四輪以上 乗用 { 営業用 5, 500 円 自家用 7, 200 円 貨物用 { 営業用 3, 000 円 自家用 4, 000 円 その他 2, 400 円 小型 { 農耕作業用 1, 600 円 特殊自動車 { その他 4, 700 円 二輪の小型自動車 4, 000 円		同	左
従価割 14. 3/100	従量割1, 000本につき350円	従価割 14. 3/100	(1, 000本につき1, 000円控除)
同	左	従量割 1, 000本につき640円	
		同	左
同	左	同	左
同	左	同	左 61. 8. 1. 廃止
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	資産割 600 円	従業者割 0. 25/100
		新增設 6, 000 円	
同	左	同	左

税 目		年 度	昭和62 ~ 63		
市 民 税	個 人	均 等 割	2, 500円		
		所 得 割	標 準 税 率		
	法 人	均 等 割	資本等50億円超 従業員50人超	3, 000, 000 円	
			〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1, 750, 000 円	
〃 10億円超 従業員50人以下			}	400, 000 円	
〃 1億円超10億円以下 従業員50人超					
〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下			}	150, 000 円	
〃 1, 000万円超1億円以下 従業員50人超					
〃 1, 000万円超1億円以下 従業員50人以下			}	120, 000 円	
〃 1, 000万円以下 従業員50人超					
〃 1, 000万円以下 従業員50人以下		40, 000 円			
	法人税割	14. 7/100 [ 資本等1億円以下で、 かつ、法人税額 12. 3/100 ] 800万円以下			
固定資産税		1. 4/100			
軽自動車税		原動機付自転車 50CC以下	1, 000 円		
		90CC以下	1, 200 円		
		90CC超	1, 600 円		
		三輪以上のもの(ミニカー)	2, 500 円		
		軽自動車 二 輪	2, 400 円		
		三 輪	3, 100 円		
		四輪以上 乗 用	{ 営業用	5, 500 円	
				自家用	7, 200 円
		貨物用	{ 営業用	3, 000 円	
				自家用	4, 000 円
		その他	2, 400 円		
		小 型 { 農 耕 作 業 用	1, 600 円		
		特殊自動車 { そ の 他	4, 700 円		
		二輪の小型自動車	4, 000 円		
市たばこ消費税		従価割 14. 3/100 (1, 000本につき1, 000円控除)	従量割	1, 000本につき640円	
電 気 税		2/100			
ガ ス 税		2/100			
特別土地保有税		保 有 1. 4/100	取 得	3/100	
入 湯 税		1人1日 150円			
事 業 所 税		資産割 600 円	従業者割	0. 25/100	
		新增設 6, 000 円			
都市計画税		0. 3/100			

平成元	
同	左
同	左
同	左
同	左
同	左
同	左
元年4月より市たばこ税 1,000本につき1,997円 (巻紙たばこ旧3級品は1,000本につき948円)	
元年4月廃止	
元年4月廃止	
同	左
同	左
同	左
同	左

税 目		年 度	平成2 ～ 5	
市 民 税	個 人	均 等 割	2,500円	
		所 得 割	標 準 税 率	
	法 人	均 等 割	資本等50億円超 従業員50人超	3,000,000 円
			〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000 円
			〃 10億円超 従業員50人以下	} 400,000 円
			〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	
			〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	} 150,000 円
			〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	
			〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	} 120,000 円
			〃 1,000万円以下 従業員50人超	
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	40,000 円			
	法 人 税 割	14.7/100 (資本等1億円以下で、かつ、法人税額800万円以下	12.3/100 )	
固 定 資 産 税		1.4/100		
軽 自 動 車 税		原動機付自転車 50CC以下	1,000 円	
		90CC以下	1,200 円	
		90CC超	1,600 円	
		三輪以上のもの(ミニカー)	2,500 円	
		軽自動車二輪	2,400 円	
		三輪	3,100 円	
		四輪以上 乗 用 { 営業用	5,500 円	
		{ 自家用	7,200 円	
		貨物用 { 営業用	3,000 円	
		{ 自家用	4,000 円	
		その他	2,400 円	
		小 型 { 農 耕 作 業 用	1,600 円	
		特殊自動車 { そ の 他	4,700 円	
		二輪の小型自動車	4,000 円	
市たばこ税		1,000本につき 1,997円 (旧3級品は1,000本につき948円)		
特別土地保有税		保 有 1.4/100	取 得 3/100	
入 湯 税		1 人 1 日 150円		
事 業 所 税		資 産 割 600 円	従 業 者 割 0.25/100	
		新 増 設 6,000 円		
都 市 計 画 税		0.3/100		

平成6	7	8	9～10	11～14
同 左	同 左	3,000円	同 左	同 左
課税所得金額 160万円以下 3/100 550万円以下 8/100 550万円超 11/100	課税所得金額 200万円以下 3/100 200万円超700万円以下 8/100 700万円超 11/100	同 左	課税所得金額 200万円以下 3/100 200万円超 8/100 700万円以下 8/100 700万円超 12/100	課税所得金額 200万円以下 3/100 200万円超700万円以下 8/100 700万円超 10/100
資本等50億円超 従業員50人超	3,000,000 円			
” 10億円超50億円以下 従業員50人超	1,750,000 円			
” 10億円超 従業員50人以下	410,000 円			
” 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000 円			
” 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000 円	同 左	同 左	同 左
” 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000 円			
” 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000 円			
” 1,000万円以下 従業員50人超	120,000 円			
” 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000 円			
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	1,000本につき 2,434円(旧3級 品は1,000本につ き 1,155円)	1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本 につき1,266円)
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

年度		平成15～17	18			
税目	個人	均等割	3,000円	同左		
		所得割	課税所得金額 200万円以下 3/100 " 200万円超700万円以下 8/100 " 700万円超 10/100	同左		
	市民税	法人	均等割	資本金等50億円超 従業員50人超 3,000,000円 " 10億円超50億円以下 従業員50人超 1,750,000円 " 10億円超 従業員50人以下 410,000円 " 1億円超10億円以下 従業員50人超 400,000円 " 1億円超10億円以下 従業員50人以下 160,000円 " 1,000万円超1億円以下 従業員50人超 150,000円 " 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下 130,000円 " 1,000万円以下 従業員50人超 120,000円 " 1,000万円以下 従業員50人以下 50,000円	同左	
			法人税割	14.7/100 [ 資本金等1億円以下で、 かつ、法人税額 12.3/100 800万円以下 ]	14.7/100 (※資本金等の額 が1億円以下で、かつ分割前の課 税標準となる法人税額が年80万 円以下の場合 12.3/100)	
			固定資産税	1.4/100	同左	
			軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下 1,000円 90CC以下 1,200円 90CC超 1,600円 三輪以上のもの(ミニカー) 2,500円	同左
				軽自動車	二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 { 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 { 営業用 3,000円 自家用 4,000円	
					その他 2,400円	
					小型 { 農耕作業用 1,600円 特殊自動車 { その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	
	市たばこ税	平成15年7月1日より1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)		平成18年7月1日より1,000本に つき3,298円(旧3級品は 1,000本につき1,564円)		
特別土地保有税	取得分:平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分:平成15年度分以降について課税停止。	同左				
入湯税	1人1日 150円	同左				
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止	同左				
都市計画税	0.3/100	同左				

平成19～21	22～24	25	26
同 左	同 左	同 左	3,500円
6/100	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	平成26年10月1日以降に開始する事業年度より12.1/100（※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100）
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	平成22年10月1日より 1,000本につき4,618円 （旧3級品は1,000本に つき2,190円）	平成25年4月1日より 1,000本につき5,262円 （旧3級品は1,000本に つき2,495円）	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

税 目		年 度		
		平成27		
市 民 税	個 均 等 割	3,500円		
	人 所 得 割	6/100		
	法 人	均 等 割	資本金等50億円超 従業員50人超 3,000,000 円 " 10億円超50億円以下従業員50人超 1,750,000 円 " 10億円超 従業員50人以下 410,000 円 " 1億円超10億円以下 従業員50人超 400,000 円 " 1億円超10億円以下 従業員50人以下 160,000 円 " 1,000万円超1億円以下 従業員50人超 150,000 円 " 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下 130,000 円 " 1,000万円以下 従業員50人超 120,000 円 " 1,000万円以下 従業員50人以下 50,000 円	
		法 人 税 割	14.7/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 12.3/100) 平成26年10月1日以降に開始する事業年度より12.1/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100)	
		固 定 資 産 税	1.4/100	
		軽 自 動 車 税	原動機付自転車	50 C C 以下 1,000 円 90 C C 以下 1,200 円 90 C C 超 1,600 円 三輪以上のもの(ミニカー) 2,500 円
			軽自動車	二 輪 2,400 円 三 輪 3,900 円 四輪以上 乗 用 { 営業用 6,900 円 (※5,500円) 自家用 10,800 円 (※7,200円) 貨物用 { 営業用 3,800 円 (※3,000円) 自家用 5,000 円 (※4,000円) その他 2,400 円
			小 型 特 殊 自 動 車	{ 農 耕 作 業 用 1,600 円 { そ の 他 4,700 円 二輪の小型自動車 4,000 円
			(※平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※の税額を適用する)	
			市たばこ税	平成25年4月1日より1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円)
特別土地保有税	取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。			
入 湯 税	1人1日 150円			
事 業 所 税	資産割 600 円 従業者割 0.25/100 新增設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止			
都 市 計 画 税	0.3/100			



税 目		年 度		
		平成28		
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円	
		所 得 割	6/100	
	法 人	均 等 割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000 円
			” 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000 円
			” 10億円超 従業員50人以下	410,000 円
			” 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000 円
			” 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000 円
			” 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000 円
			” 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000 円
			” 1,000万円以下 従業員50人超	120,000 円
	法 人 税 割	12.1/100 ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100		
固 定 資 産 税		1.4/100		
軽 自 動 車 税	原動機付自転車	50 C C 以下	2,000 円	
		90 C C 以下	2,000 円	
		90 C C 超	2,400 円	
		三輪以上のもの(ミニカー)	3,700 円	
	軽自動車	二 輪	3,600 円	
		三 輪	3,900 円 (※1:3,100円、※2 : 4,600円)	
		四輪以上 乗 用	6,900 円 (※1:5,500円、※2 : 8,200円)	
		貨 物 用	営業用	10,800 円 (※1:7,200円、※2 : 12,900円)
			自家用	3,800 円 (※1:3,000円、※2 : 4,500円)
		その他	営業用	5,000 円 (※1:4,000円、※2 : 6,000円)
			自家用	3,600 円
		(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する)		
		(※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)		
		三輪以上の軽自動車のうち、平成27年4月から平成28年3月までに新規登録した車両は、平成28年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。		
		・基準1 (75%軽減) 電気自動車、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒化酸化物の排出量が少ない天然ガス自動車		
		・基準2 (50%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車、かつ、【乗用】平成32年度燃費基準値+20%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車		
		・基準3 (25%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車、かつ、【乗用】平成32年度燃費基準値達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車		
		小 型	農 耕 作 業 用	2,400 円
	特殊自動車	そ の 他	5,900 円	
	二輪の小型自動車		6,000 円	
市たばこ税	平成25年4月1日より1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,925円)			
特別土地保有税	取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。			
入 湯 税	1人1日 150円			
事 業 所 税	資産割 600 円 従業者割 0.25/100 新増設にかかると事業所税は平成15年3月31日廃止			
都市計画税	0.3/100			

税目		年度		
		平成29		
市 民 税	個人	均等割	3,500円	
		所得割	6/100	
	法人	均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000 円
			〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000 円
			〃 10億円超 従業員50人以下	410,000 円
			〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000 円
			〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000 円
			〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000 円
			〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000 円
			〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000 円
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000 円			
	法人税割	12.1/100 ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100		
固定資産税		1.4/100		
軽自動車税		<p>原動機付自転車 50CC以下 2,000 円</p> <p>90CC以下 2,000 円</p> <p>90CC超 2,400 円</p> <p>三輪以上のもの(ミニカー) 3,700 円</p> <p>軽自動車 二輪 3,600 円</p> <p>三輪 3,900 円 (※1:3,100円、※2:4,600円)</p> <p>四輪以上 乗 用 { 営業用 6,900 円 (※1:5,500円、※2:8,200円)</p> <p>自家用 10,800 円 (※1:7,200円、※2:12,900円)</p> <p>貨物用 { 営業用 3,800 円 (※1:3,000円、※2:4,500円)</p> <p>自家用 5,000 円 (※1:4,000円、※2:6,000円)</p> <p>その他 3,600 円</p> <p>(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する)</p> <p>(※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)</p> <p>三輪以上の軽自動車のうち、平成28年4月から平成29年3月までに新規登録した車両は、平成29年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。</p> <p>・基準1(75%軽減) 電気自動車、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒化酸化物の排出量が少ない天然ガス自動車</p> <p>・基準2(50%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車、かつ、【乗用】平成32年度燃費基準値+20%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>・基準3(25%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車、かつ、【乗用】平成32年度燃費基準値達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>小 型 { 農 耕 作 業 用 2,400 円</p> <p>特殊自動車 { そ の 他 5,900 円</p> <p>二輪の小型自動車 6,000 円</p>		
市たばこ税		平成25年4月1日より1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき3,355円)		
特別土地保有税		取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。		
入湯税		1人1日 150円		
事業所税		資産割 600 円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止		
都市計画税		0.3/100		

税目		年度	
		平成30	
市 民 税	個人均等割	3,500円	
	個人所得割	6/100	
	法人均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000円
		〃 10億円超50億円以下 従業員50人超	1,750,000円
		〃 10億円超 従業員50人以下	410,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000円
		〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000円
法人税割	12.1/100 ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100		
固定資産税	1.4/100		
軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下 2,000円 90CC以下 2,000円 90CC超 2,400円 三輪以上のもの(ミニカー) 3,700円	
	軽自動車	二輪 3,600円 三輪 3,900円 (※1:3,100円、※2:4,600円)	
	乗用	営業用 6,900円 (※1:5,500円、※2:8,200円) 自家用 10,800円 (※1:7,200円、※2:12,900円)	
	貨物	営業用 3,800円 (※1:3,000円、※2:4,500円) 自家用 5,000円 (※1:4,000円、※2:6,000円)	
	その他	3,600円	
		(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する) (※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)	
		三輪以上の軽自動車のうち、平成29年4月から平成30年3月までに新規登録した車両は、平成30年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。	
		・基準1 (75%軽減) : 電気自動車、天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)	
		・基準2 (50%軽減) : 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成し、かつ乗用車は平成32年度燃費基準+30%以上達成、貨物車は平成27年度燃費基準+35%達成した車両	
		・基準3 (25%軽減) : 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成し、かつ乗用車は平成32年度燃費基準+10%達成、貨物車は平成27年度燃費基準+15%達成した車両	
	小型 { 農耕作業用 2,400円 特殊自動車 { その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円		
市たばこ税	平成30年9月30日までは、1,000本につき5,262円 平成30年10月1日から、1,000本につき5,692円 (平成30年4月1日より、旧3級品1,000本につき4,000円)		
特別土地保有税	取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。		
入湯税	1人1日 150円		
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25/100 新增設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止		
都市計画税	0.3/100		

年度		令和元		
税目				
市 民 税	個人均等割	3,500円		
	個人所得割	6/100		
	法人均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000円	
		〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000円	
		〃 10億円超 従業員50人以下	410,000円	
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000円	
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000円	
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000円	
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000円	
		〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000円	
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000円			
法人税割	12.1/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度より8.4/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 6/100)			
固定資産税	1.4/100			
軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下	2,000円	
		90CC以下	2,000円	
		90CC超	2,400円	
		三輪以上のもの(ミニカー)	3,700円	
	軽自動車	二輪	3,600円	
		三輪	3,900円 (※1:3,100円、※2:4,600円)	
		乗用	営業用 6,900円 (※1:5,500円、※2:8,200円) 家用 10,800円 (※1:7,200円、※2:12,900円)	
		貨物	営業用 3,800円 (※1:3,000円、※2:4,500円) 家用 5,000円 (※1:4,000円、※2:6,000円)	
		その他	3,600円	
		(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する) (※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)		
		三輪以上の軽自動車のうち、平成30年4月から平成31年3月までに新規登録した車両は、令和元年度(平成31年度)分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。		
		・基準1(75%軽減) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)		
		・基準2(50%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車もしくは平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用】令和2年度燃費基準+30%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+35%達成車		
	・基準3(25%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車もしくは平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用】令和2年度燃費基準+10%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車			
	小型	農耕作業用	2,400円	
	特殊自動車	その他	5,900円	
	二輪の小型自動車		6,000円	
市たばこ税	平成30年10月1日から、1,000本につき5,692円 (令和元年10月1日より、旧3級品1,000本につき5,692円)			
特別土地保有税	取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。			
入湯税	1人1日 150円			
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止			
都市計画税	0.3/100			

税目		年度	
		令和2	
市 民 法 人 税	個人	均等割	3,500円（令和5年度まで）
		所得割	6/100
	均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000円
		〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000円
		〃 10億円超 従業員50人以下	410,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000円
		〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000円
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000円		
法人税割	12.1/100（※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100） 令和元年10月1日以降に開始する事業年度より8.4/100（※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 6/100）		
固定資産税		1.4/100	
軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下 2,000円 90CC以下 2,000円 90CC超 2,400円 三輪以上のもの(ミニカー) 3,700円	
	軽自動車	二輪 3,600円 三輪 3,900円（※1:3,100円、※2:4,600円）	
		乗用 営業用 6,900円（※1:5,500円、※2:8,200円） 自家用 10,800円（※1:7,200円、※2:12,900円）	
		貨物 営業用 3,800円（※1:3,000円、※2:4,500円） 自家用 5,000円（※1:4,000円、※2:6,000円）	
		その他 3,600円	
		（※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する） （※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する）	
		三輪以上の軽自動車のうち、平成31年4月から令和2年3月までに新規登録した車両は、令和2年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。	
		・基準1（75%軽減）電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。）	
		・基準2（50%軽減）平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用】令和2年度燃費基準+30%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+35%達成車	
		・基準3（25%軽減）平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用】令和2年度燃費基準+10%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車	
		小型 農耕作業用 2,400円	
		特殊自動車 その他 5,900円	
		二輪の小型自動車 6,000円	
	市たばこ税	令和元年10月1日から、1,000本につき5,692円 （令和2年10月1日より、1,000本につき6,122円）	
	特別土地保有税	取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。	
入湯税	1人1日 150円		
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止		
都市計画税	0.3/100		

税目		年度	
		令和3	
市 民 法 人 税	個人	均等割	3,500円(令和5年度まで)
		所得割	6/100
	均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000円
		〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000円
		〃 10億円超 従業員50人以下	410,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000円
		〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000円
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000円		
法人税割	12.1/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度より8.4/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 6/100)		
固定資産税		1.4/100	
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	50CC以下 2,000円 90CC以下 2,000円 90CC超 2,400円 三輪以上のもの(ミニカー) 3,700円	
	軽自動車	二輪 3,600円 三輪 3,900円(※1:3,100円、※2:4,600円)	
	四輪	乗 用	営業用 6,900円(※1:5,500円、※2:8,200円)
			自家用 10,800円(※1:7,200円、※2:12,900円)
		貨 物	営業用 3,800円(※1:3,000円、※2:4,500円)
			自家用 5,000円(※1:4,000円、※2:6,000円)
	その他	3,600円	
	(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する)		
	(※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)		
	三輪以上の軽自動車のうち、令和2年4月から令和3年3月までに新規登録した車両は、令和3年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。		
	・基準1(75%軽減) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)		
	・基準2(50%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用】令和2年度燃費基準+30%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+35%達成車		
	・基準3(25%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用】令和2年度燃費基準+10%達成車、【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車		
	小型	農耕作業用	2,400円
	特殊自動車	その他	5,900円
二輪の小型自動車		6,000円	
市たばこ税	令和2年10月1日から、1,000本につき6,122円 (令和3年10月1日より、1,000本につき6,552円)		
特別土地保有税	取得分：平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分：平成15年度分以降について課税停止。		
入湯税	1人1日 150円		
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止		
都市計画税	0.3/100		

税目		年度			
		令和4			
市 民 法 人 税	個人	均等割	3,500円(令和5年度まで)		
		所得割	6/100		
	均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000円		
		〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000円		
		〃 10億円超 従業員50人以下	410,000円		
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000円		
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000円		
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000円		
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000円		
		〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000円		
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000円				
法人税割	12.1/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度より8.4/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 6/100)				
固定資産税		1.4/100			
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	50CC以下	2,000円		
		90CC以下	2,000円		
		90CC超	2,400円		
		三輪以上のもの(ミニカー)	3,700円		
	軽自動車	二輪	3,600円		
		三輪	3,900円(※1:3,100円、※2:4,600円)		
		四輪	乗用	営業用	6,900円(※1:5,500円、※2:8,200円)
				自家用	10,800円(※1:7,200円、※2:12,900円)
		四輪	貨物	営業用	3,800円(※1:3,000円、※2:4,500円)
				自家用	5,000円(※1:4,000円、※2:6,000円)
		その他	3,600円		
		(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する)			
		(※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)			
		三輪以上の軽自動車のうち、令和3年4月から令和4年3月までに新規登録した車両は、令和4年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される。			
		・基準1(75%軽減) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)			
	・基準2(50%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用営業用】令和12年度燃費基準90%達成+令和2年度燃費基準達成				
	・基準3(25%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用営業用】令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成				
	小型	農耕作業用	2,400円		
	特殊自動車	その他	5,900円		
	二輪の小型自動車		6,000円		
市たばこ税		1,000本につき6,552円			
特別土地保有税		取得分:平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分:平成15年度分以降について課税停止。			
入湯税		1人1日 150円			
事業所税		資産割 600円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止			
都市計画税		0.3/100			

税目		年度	
		令和5	
市 民 法 人 税	個人	均等割	3,500円(令和5年度まで)
		所得割	6/100
	均等割	資本金等50億円超 従業員50人超	3,000,000円
		〃 10億円超50億円以下従業員50人超	1,750,000円
		〃 10億円超 従業員50人以下	410,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人超	400,000円
		〃 1億円超10億円以下 従業員50人以下	160,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人超	150,000円
		〃 1,000万円超1億円以下 従業員50人以下	130,000円
		〃 1,000万円以下 従業員50人超	120,000円
〃 1,000万円以下 従業員50人以下	50,000円		
法人税割	12.1/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 9.7/100) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度より8.4/100 (※資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合 6/100)		
固定資産税		1.4/100	
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	50CC以下 2,000円 90CC以下 2,000円 90CC超 2,400円 三輪以上のもの(ミニカー) 3,700円	
	軽自動車	二輪 3,600円 三輪 3,900円(※1:3,100円、※2:4,600円)	
	四輪	乗用	営業用 6,900円(※1:5,500円、※2:8,200円)
			自家用 10,800円(※1:7,200円、※2:12,900円)
		貨物	営業用 3,800円(※1:3,000円、※2:4,500円)
			自家用 5,000円(※1:4,000円、※2:6,000円)
	その他	3,600円	
	(※1 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両には※1の税額を適用する)		
	(※2 新車新規登録から13年を経過した車両には※2の税額を適用する)		
	三輪以上の軽自動車のうち、令和4年4月から令和5年3月までに新規登録した車両は、令和5年度分のみ環境性能に応じて税額が軽減される場合がある。		
	・基準1(75%軽減) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)		
	・基準2(50%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用営業用】令和12年度燃費基準90%達成+令和2年度燃費基準達成		
	・基準3(25%軽減) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車、かつ【乗用営業用】令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成		
	小型	{ 農耕作業用 2,400円	
	特殊自動車	{ その他 5,900円	
二輪の小型自動車	6,000円		
市たばこ税	1,000本につき6,552円		
特別土地保有税	取得分:平成15年1月1日以後取得分について課税停止。 保有分:平成15年度分以降について課税停止。		
入湯税	1人1日 150円		
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25/100 新増設にかかる事業所税は平成15年3月31日廃止		
都市計画税	0.3/100		



令和5年度

市 税 概 要

令和5年10月 発行

編 集 東大阪市 税務部 税制課 税制係

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話 (06) 4309-3131 (税制係直通)